

長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、事業者の販路拡大等に向けた取組を支援し、予算の範囲内において、長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第299号)、及びこの実施要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者又は長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者で構成されている団体等。

(補助対象事業及び対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という)は、事業者の販路拡大等に向けた取組に要する経費で、別表に掲げるものとする。

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内の額(算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象者1者当たり20万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、第5条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

(申請の取り下げができる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更のうち、補助事業区分間の配分額の20%以内の金額の変更をしようとする場合で補助金の額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

(状況報告等)

第9条 規則第11条の規定による報告は、次によるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める日までに、補助金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書に添付する書類は、補助事業実績書(様式第10号)とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して

報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第12号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(定期報告)

第15条 補助事業者は、補助事業終了後2年間において、各補助事業者の会計年度終了後から3カ月以内に、定期報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(別表)

事業区分	対象経費	補助率	限度額
(1)販路開拓	<p>販路開拓に向け、首都圏、大都市等で開催される展示会、商談会、物産展等に出展し、商品のPR、商談、テスト販売等を実施するために要する経費</p> <p>展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費</p> <p>広告宣伝、パンフレット作成経費</p> <p>事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料</p> <p>その他、事業実施に必要と認められる経費</p>	2分の1以内	200千円
(2)商品開発改良	<p>消費者ニーズに対応した商品開発改良のために要する経費</p> <p>商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品等の購入費</p> <p>商品開発改良に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）の購入費</p> <p>商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費</p> <p>商品開発改良の遂行に必要な交通費・宿泊料</p> <p>商品開発改良に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料</p> <p>その他、事業実施に必要と認められる経費</p>		
(3)需要開拓	<p>需要開拓に向け、全国又は海外の販路を開拓するためにECサイト等を活用したネット販売、ウェブサイト開設等に要する経費</p> <p>ネット販売システム構築、インターネット掲載に係る手数料</p> <p>パッケージのデザイン製作等に係る手数料</p> <p>事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料</p> <p>その他、事業実施に必要と認められる経費</p>		
(4)国際的な商談会等への出展	<p>海外向け販路開拓を視野に入れた商談会等の開催や出展に要する経費</p> <p>国際的な展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費</p> <p>海外向け情報発信のための広告宣伝、パンフレット作成経費</p> <p>事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料</p> <p>その他、事業実施に必要と認められる経費</p>		